

令和7年度大規模園芸経営体育成事業【募集期間延長】

宮城の将来ビジョン及びみやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる園芸産出額目標の早期達成に向け、本県園芸生産の主要な担い手となる年間販売額1億円を超える大規模園芸経営体の育成のため、みやぎ発展税を活用して販売額の拡大に寄与する施設及び機械等の整備又は取得を支援します。

【補助率・補助上限額】

補助率：1／2以内 補助上限：6000万円×2件程度

年間販売額1億円を超える大規模園芸経営体育成事業実施計画の達成に必要な先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備又は取得

※土地の取得や既存施設等の修繕や更新、汎用性の高い機械等の整備は補助対象外です。

※予算を超えた申請があった場合、予算の範囲内で執行するため、補助申請額から減額して交付することがあります。

【募集期間】

令和7年3月25日（火）～**毎月末金曜日**
（予算上限に達し次第、募集終了とします）

【申請方法】

各地域の地方振興事務所農業振興部へ事業実施計画を提出してください。

【計画認定方法】

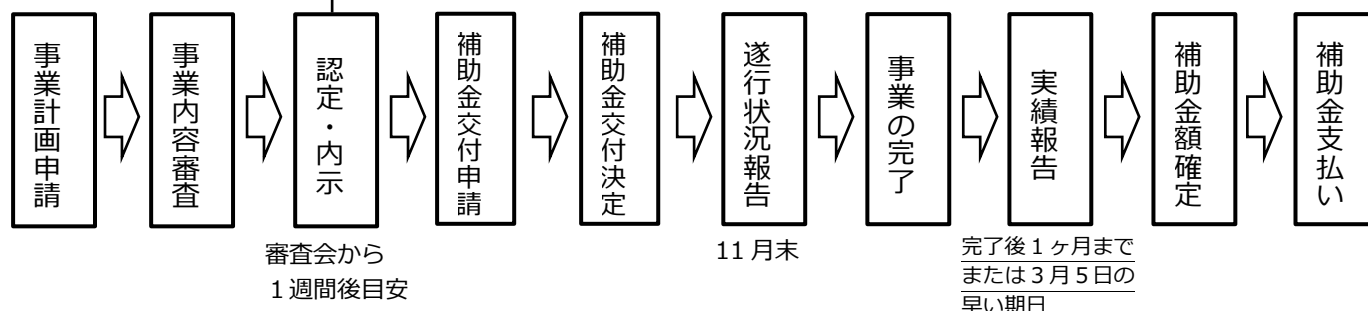
審査会に進んだ事業計画から、外部委員による審査会により採択事業を決定します（申請者には審査会において事業内容を説明していただきます）

★事業実施計画は、地方振興事務所農業振興部やみやぎ産業振興機構等の支援機関へ早めに相談し、支援を受けながら、内容を十分に検討した上で申請してください。

★提出書類については、HP記載の「募集要領」及び「実施計画書（ファイル内の書類確認シート）」を参照し、必要書類を提出してください。

補助金交付までの流れ（予定）

※計画認定後、事業実施計画（仕様書含む）の変更は原則として認められません



問い合わせ先

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
園芸推進課先進的園芸推進班

TEL：0224-53-3289 FAX：0224-53-3138
TEL：022-275-9250 FAX：022-275-0296
TEL：0229-91-0717 FAX：0229-23-0910
TEL：0225-95-7809 FAX：0225-95-2999
TEL：0226-24-2534 FAX：0226-22-1606
TEL：022-211-2723 FAX：022-211-2849

要綱・要領、様式等

園芸推進課ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/daikibo2303.html>

令和7年度大規模園芸経営体育成事業要件等

事業実施 計画内容	宮城の将来ビジョン及びみやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる園芸産出額目標の早期達成に向け、先進技術を有する園芸施設及び機械等を整備又は取得することにより、年間販売金額1億円以上及び雇用増加を目指すための計画。
事業内容	大規模園芸経営体育成事業実施計画の達成に必要な先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備又は取得 ※ 土地の取得は除く。(施設整備箇所が水田転作ほ場である場合に限り、盛土、客土等の小規模基盤整備に係る経費も対象とする。) ※ 汎用性の高い機械等を除く。 ※ 水道引き込み工事、下水道工事、電源一次工事等は除く。 ※ 消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等は除く。 ※ 修繕、更新及び移設費用は除く。 ※ 生産に該当しない施設及び機械等は除く。
事業実施 主体	県内で園芸生産を行っており、年間販売金額1億円以上を目指す農業法人。 (事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。) ※ 県税に滞納や未納がないこと。 ※ 農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。
補助率 補助上限	1／2以内 6000万円
対象品目	みやぎ園芸特産振興戦略プランに掲げる重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目） 主な経営品目として過去3年以上の栽培実績、若しくはそれに相当する栽培経験があるもの。
採択要件	以下に掲げるすべての要件を満たした大規模園芸経営体育成事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 - 事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。 - 事業実施後、目標年次の年間販売金額（売上高）が3000万円以上増加し、かつ1億円を上回ることが見込まれる計画であること。 - 雇用者が1名以上増加すること。 - 生産販売計画、収支・資金繰り計画、雇用導入計画、施設及び機械等の整備又は取得計画が適切なものであること。 - 施設園芸にあつては、すでに環境計測機器等を設置して環境制御技術に取り組んでいること、又は取り組むこと。みやぎ環境制御技術交流ネットワーク（令和3年7月28日設立）に加入するなど、環境制御技術セミナー等に積極的に参加し、環境制御技術の向上に努めること。また、知事から環境制御装置等で記録したデータの提供依頼を受けた際は応じること。 - 大規模露地園芸にあつては、機械化一貫体系等であること。